

会計年度任用職員 休暇一覧（令和6年3月1日現在）

○有給の特別休暇

事由	期間
(1) 官公署出頭	必要と認められる期間
(2) 公民権行使	
(3) 災害等による現住居の滅失等	7日の範囲内で必要と認められる期間
(4) 災害等による出勤困難	必要と認められる期間
(5) 災害等による退勤途上の危険回避	
(6) 忌引	親族に応じ別表に掲げる連続した日数の範囲内
(7) 夏季休暇	7月～9月に3日以内 ※週15時間30分以上勤務する者に限る
(8) 妊産婦の休息、補食	必要と認められる期間
(9) 結婚	連続する5日の範囲内の期間
(10) 感染症による隔離等	必要と認められる期間
(11) 出生サポート休暇（不妊治療等）	5日の範囲内の期間 ※週3日以上勤務する者に限る
(12) 産前休暇	出産予定日前8週から出産の日まで
(13) 産後休暇	出産の日の翌日から8週
(14) 配偶者の出産	2日の範囲内の期間 ※週3日以上勤務するものに限る
(15) 育児参加休暇	妻の産前から産後1年までの間に5日の範囲内の期間 ※週3日以上勤務する者に限る

○無給の特別休暇

事由	期間
(1) 1歳未満の子の保育時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
(2) 中学校就学前までの子の看護	5日（子が2人以上の場合は10日） ※週3日以上勤務する者に限る
(3) 短期介護	5日（要介護者が2人以上の場合は10日） ※週3日以上勤務する者に限る
(4) 生理による就業困難	必要と認められる期間
(5) 母子保健法に基づく保健指導等	
(6) 病気休暇（公務）	
(7) 病気休暇（公務外）	勤務日数により1～10日の範囲内の期間 ※年48日以上勤務する者に限る
(8) 骨髄ドナー	必要と認められる期間
(9) 妊産婦の保健指導等	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、その都度必要と認められる時間
(10) 妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに1時間以内

○地方公務員の育児休業等に関する法律関係

- (1) 育児休業（無給） 原則1歳まで（場合により1歳6か月または2歳まで）
- (2) 部分休業（無給） 1日2時間以内（勤務時間が5時間45分以上）、3歳まで

## 別表 忌引の日数

親 族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（代襲相続かつ祭具等の承継を受ける場合は7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（代襲相続かつ祭具等の承継を受ける場合は7日）
おい又はめい	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（生計を一にしていた場合は7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（生計を一にしていた場合は5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（生計を一にしていた場合は3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日